

## 同一労働同一賃金とは何か⑥

今回は同一労働同一賃金として訴えた事件だ。

金の最後のテーマとして 何と19年2月20日の東 京高裁では、この請求が 退職金を取り上げる。 退職金に關しても非常 一部認められた。正社員 退職金に關しても非常 一部認められた。正社員 退職金に關しても非常 一部認められた。正社員

退職金に關しても非常 一部認められた。正社員

業では、退職金は正社員は契約社員にも退職金と だけのものとして制度設 計をしていることがほと んどだからだ。

それらもやむを得ない。 企業にもよるが、長年勤 続していた場合には、退 職金は相当の金額になる のが一般的だ。毎月積み 立てをしなければ支給は できない。契約社員やパ ート社員にも支給せよと なる。企業は原資確保は 相当厳しくなる。

2020年10月13日に 最高裁判決が出た東京メ トロコマース事件で争わ れた。大テーマだ。駅の 売店業務に従事し、正社 員とほぼ同じ業務を行う が、契約期間が1年で更 新される契約社員が、退 職金が出ないのは違法だ

も、功勞報償的性格は当 てるはずだが、一部につ いては退職金を支給すべ きとした。 この結論からすると、 一定の期間継続勤務をし た契約社員やパート社員 に対して退職金を支給し なければならぬこと となる。企業には、かな り厳しい。

・責任・職務などの評価 などがごちゃ混ぜになってい る。同一労働」といっ 評価が難しい。

## 正社員の人材

## 確保の目的も

二つ目は、最高裁判決 が実質的に重視したのは、正社員の人材確保の 観点だ。「正社員として の職務を遂行し得る人材 の確保とその定着を図る 金」を一律に出さないの ではなく、人材活 用の仕組みなど にも踏み込んで、正社員だけ 観点だけでなく、企業 に「なぜ退職金 を支給するのか」 を考え、制度設 計を見直すこと は必要だ。

同一労働同一 賃金の判断ポイ ント、①職務内 容の違い②人材 配置の違い③そ の他の事情— について、検 討、そして、し

東京メトロコマース事件の正社員と契約社員の業務の違い

	正社員	契約社員
①業務内容	売店販売業務を行う。ただ、立 場は複数売店のエリアマネー ジャーを担う。また、欠員販売員 の補充勤務を行うことがある	売店販売業務を行うこと は同じ。ただ、エリア マネージャーや補充勤務は なし
②配置の変更 (人材活用の仕組み)	売店以外の部署への配置転換、 職種変更、出向などを命ぜられる	なし
③その他の事情 =正社員登用制度	契約社員から正社員に登用されるルートとして正社員登用制度がある。毎年相当数の受験者がおり、一定数が合格している	なし

とだ・さとし=1979年生まれ。 鳥取県出身。中大法卒。2009年 弁護士登録。企業労務専門弁護 士。全国の企業・社労士事務所の 顧問。運輸・物流業界の労務・法 律問題に精通し、予防法務から紛 争対応まで幅広く活動。



弁護士法人戸田労務経営所長

戸田 哲 弁護士